

広報がまごおり広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、財源の確保と地域振興を図ることを目的に、「広報がまごおり」へ有料広告を掲載するため必要な事項を定める。

(広告媒体)

第2条 月1回（毎月25日）、市が発行する「広報がまごおり」に広告を掲載する。

(1) 広報がまごおりの仕様は以下のとおり

大きさ	A4版、カラー刷り
発行回数	月1回（毎月25日発行）
発行部数	29,200部
配布対象	市内全世帯
配布方法	総代会を通じて各世帯に配布 市関係施設ほか市内一部公民館及びスーパーなどに配布
内容	市の事業や催しなどを市民に周知する「お知らせ」

(広告の範囲)

第3条 「広報がまごおり」に掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定する。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、表紙裏面の下段（縦52mm×横170mm以内）、裏表紙の全面（縦257mm×横170mm以内）、裏表紙の半面（縦126mm×横170mm以内）、中面の下段（縦52mm×横170mm以内）を基本とする。
- (2) 内容及びデザインは、市のイメージを損なわないもので、要綱第7条1項に規定する蒲郡市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）で承認されたものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は「広報がまごおり」及び蒲郡市ホームページに掲載する。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するものは、広報がまごおり広告掲載申込書(第1号様式)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、広告掲載の申し込みがあったときは、要綱第6条第1項の規定により審査委員会を開催し、審査の結果及び広告掲載の可否を広告申込者に広報がまごおり広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 2 広告掲載の申し込みが広告掲載の枠を超えたときは、要綱第6条第1項後段の規定によるものとする。
- 3 前項の規定により同一順位となる申し込みが複数ある場合は、要綱第6条第3項の規定により掲載希望回数の多い者、市が出資する者の順に決定するものとする。
- 4 前2項の規定により決定できない場合は、抽選で決定するものとする。

(広告掲載料)

第9条 掲載料は、表紙裏面の下段が1回50,000円(税込)、裏表紙の全面が1回250,000円(税込)、裏表紙の半面が1回125,000円(税込)、中面の下段が1回20,000円(税込)とする。なお、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納しなければならない。

(広告原稿の作成)

第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、指定する期日までに提出しなければならない。また、広告原稿は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反していると

き、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に定めている規定に抵触すると判断したときは、広告主に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告主の義務)

第12条 広告主は広告の内容を変更しようとするときは、広報がまごおり広告申込内容変更届書(第3号様式)により、掲載を希望する広報がまごおりの発行日の14日前までに市長に届けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、要綱第12条の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の取消しについて、広報がまごおり広告掲載取消等通知書(第4号様式)により広告主に通知する。

(広報掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広報がまごおりへの広報掲載を取下げるときは、広報がまごおり広告掲載取下届書(第5号様式)により、広告掲載の取下げを希望する広報がまごおりの発行日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(広報掲載料の還付)

第15条 要綱第13条に規定により還付を受ける広告主は、広報がまごおり広告掲載料還付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広報がまごおりへの広告掲載について必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月22日から施行する。